

大豆の播種前入札取引に係る業務規程

平成 28 年 12 月 7 日制定

(目的)

第 1 条 この業務規程は、公益財団法人日本特産農産物協会（以下「協会」という。）定款第 49 条及び大豆の入札取引に係る業務規程（以下「基本規程」という。）第 35 条の規定に基づき、取引の対象となる大豆が播種される前に行う入札取引（以下「播種前入札取引」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(種前入札取引の対象となる大豆)

第 2 条 播種前入札取引の対象となる大豆は、播種前の国内産大豆であって、収穫後に農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 2 条第 1 項に規定する農産物検査を受け、農産物規格規程（平成 13 年 2 月 28 日農林水産省告示第 244 号）に定める産地品種銘柄として認証され、かつ、普通大豆 1 等から 3 等までの品位又は特定加工用大豆合格の品位に適合し、販売されることが見込まれるもの（以下「取引対象大豆」という。）とする。

(播種前入札取引の上場対象大豆及び上場数量の目標)

第 3 条 播種前入札取引において上場すべき大豆の産地品種銘柄は、原則として、第 4 条第 1 号の売り手が第 9 条第 3 項第 1 号の規定に基づき作成した生産見込み数量が、1,700 トン以上のものとする。

2 生産見込み数量が 1,700 トン未満の産地品種銘柄については、売り手の判断により任意に上場することを妨げない。

3 上場数量の目標は、上場する産地品種銘柄ごとに生産見込み数量の 10 分の 1 以上とする。

(播種前入札取引の参加対象者)

第 4 条 播種前入札取引の参加対象者は、次のとおりとする。

(1) 国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 農産第 6009 号農林水産省生産局長通知、以下「要領」という。）第 2 の 1 の生産者団体等であって、協会に播種前入札取引の売り手として登録した者（以下「売り手」という。）

(2) 要領第 2 の 3 の需要者であって、協会に播種前入札取引の買い手として登録した者（以下「買い手」という。）

(売り手又は買い手登録の手続き)

第5条 播種前入札取引の売り手又は買い手として協会に登録しようとする者は、基本規程第8条の規定に基づいて行う収穫後に行う入札取引(以下「収穫後入札取引」という。)に係る登録とは別に、協会に年産ごとに登録申請を行う。

- 2 大豆の販売を業とする者若しくはこれらの者が組織する法人その他の団体又は大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者が組織する法人その他の団体(以下「問屋等」という。)が、買い手として前項の登録申請を行う場合にあっては、協会理事長(以下「理事長」という。)が別に定めるところにより、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者(以下「加工業者」という。)であって落札大豆の販売予定先とする者に係るリスト(以下「落札大豆販売予定先リスト」という。)を、当該加工業者の了解を得たうえで作成し、協会に提出しなければならない。なお、落札大豆販売予定先リストに記載する加工業者の名称は法人名とし、一の法人の複数事業所名が記載されていた場合は、当該申請を受け付けないものとする。
- 3 加工業者が自ら買い手登録申請し、かつ、問屋等から提出された前号の落札大豆販売予定先リストに当該加工業者の名称が掲載されていた場合は、いずれか一方の登録申請に限り受け付けるものとする。
- 4 異なる問屋等から提出された落札大豆販売予定先リストに、一の加工業者の名称が重複して掲載されていた場合は、いずれか一の問屋等による登録申請に限り受け付けるものとする。
- 5 前項に定めるもののほか、播種前入札取引に係る登録手続きに関する事項については、基本規程第8条第2項(同一法人の複数事業所ごとの登録申請)、第3項(登録申請書類の審査)及び第4項(登録料及び登録)の規定を準用する。なお、登録申請に必要な書類、具体的な申請手続き等については、理事長が別に定めるところによる。

(登録者名の公表)

第6条 協会は、播種前入札取引の実施に先立ち、前条第5項により準用する基本規程第8条の規定により登録された播種前入札取引の売り手及び買い手の名称を公表するものとする。

(売り手及び買い手登録の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者から第5条第1項の登録申請があった場合、協会は、大豆入札取引委員会の議決を経て、当該登録に当たって制限又は条件を付すことができる。

- (1) 播種前入札取引又は収穫後入札取引において、取引場における公正な価格形成を妨げ又はそのおそれがあると認められる行為をした者

- (2) 前年産の播種前入札取引において、定められた期限までに播種前売買契約又は確定売買契約を締結しなかった者又は締結しないおそれがあると認められる者
- (3) 播種前入札取引又は収穫後入札取引において、落札した大豆の買受けを確実に行わなかった者又は買受けを確実に行わないおそれがあると認められる者
- (4) 問屋等であって、第13条第1項の規定により落札大豆の買受け先として協会に事前報告した加工業者に、正当な理由なく落札大豆を販売しなかった者又は販売を行わないおそれがあると認められる者
- (5) 加工業者であって、正当な理由なく落札大豆を自らが行う大豆を原料とした加工品等の製造に使用せず、第三者に転売する等不正な売買行為を行った者又は行うおそれがあると認められる者

(播種前入札取引の実施期日及び回数)

第8条 協会は、取引対象大豆の作付け以前であって、売り手がその生産量を見込むことが可能となる時期に、当該大豆に係る播種前入札取引を実施する。

2 播種前入札取引の実施回数は、年に1回とする。

3 播種前入札取引に係る買い手への上場情報提示期限は4月上旬、入札実施期日は4月下旬を目途として、毎年3月中に理事長が定め、公表する。

(上場の申し出)

第9条 売り手は、播種前入札取引に大豆を上場しようとするときは、前条第3項の買い手への上場情報提示日の7日前までに、協会に上場申出書を提出する。

2 上場申出書の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一の産地品種銘柄別に一口を9.9トンとする口数単位をもって一括して上場する。なお、売り手の判断に基づき、一の産地品種銘柄について産地を複数の地域に区分して上場すること(以下「地域区分上場」という。)ができるものとする。
- (2) 上場大豆の粒の大きさの区分(以下「粒区分」という。)に関しては、農産物規格規程において大粒大豆及び中粒大豆に区分される産地品種銘柄は「大粒」、小粒大豆及び極小粒大豆に区分される産地品種銘柄は「小粒」と表示して上場する。
- (3) 上場大豆の普通大豆又は特定加工用大豆の区分及び普通大豆の等級の区分(以下「品位区分」という。)に関しては、上場した産地品種銘柄又は地域区分上場をした場合の当該区分(以下「上場産地品種銘柄等区分」という。)に係る過去の農産物検査の実績等を踏まえ、売り手の判断に基づき、特定の品位区分又は品位区分の範囲を表示して上場する。

(4) 落札大豆について、買い手（落札者）による受渡し時の品位区分の指定（以下「品位指定」という。）が可能な上場産地品種銘柄等区分については、品位指定の対価額を付記する。

3 売り手は、買い手に対し入札時の判断材料を提供する観点から、上場産地品種銘柄等区分別に次のデータを整理し、上場申出書とともに協会に提出する。

(1) 生産者から集荷・販売委託を受けることが見込まれる取引対象大豆の作付意向面積及び生産見込み数量

(2) 生産者から集荷・販売委託を受けた前年産大豆の作付面積及び生産数量の実績

(3) 過去の集荷・販売大豆に係る農産物検査受検結果に基づく粒区分別、品位区分別構成割合の実績

（落札下限価格）

第10条 売り手は、前条の上場申し出において、上場産地品種銘柄等区分ごとに、落札価格の下限となる価格（以下「落札下限価格」という。）を協会に申し出ることができるものとする。

（売り手に係る禁止事項）

第11条 売り手に係る禁止事項は、基本規程第18条の規定を準用する。この場合において、同条中「収穫後入札取引」とあるのは「播種前入札取引」と読み替える。

（買い手への上場内容等の通知）

第12条 協会は、第8条第3項の規定により理事長が定めた買い手への上場情報提示期限までに、売り手の上場申し出に基づき以下の資料を作成し、買い手に通知する。

(1) 売り手別、上場産地品種銘柄等区分別に上場内容を整理した上場情報書

(2) 入札者情報（入札者名、入札者の買い手登録番号及び落札大豆販売予定先の加工業者名（入札者が問屋等である場合用））の記入欄、入札申込み内容（売り手別、上場産地品種銘柄等区分別の入札申込み口数及び入札申込み価格）の記入欄並びに届出印の押印欄からなる入札票

(3) 入札申込みに当たり参考情報となる次の資料

ア 売り手から提供されたデータに基づき、取引対象大豆に関する生産者からの集荷・販売委託予定に係る作付意向面積及び生産見込み数量を、売り手別、上場産地品種銘柄等区分別に整理した資料

イ 売り手から提供されたデータに基づき、生産者から集荷・販売委託を

受けた前年産大豆の作付面積及び生産数量の実績を、売り手別、上場産地品種銘柄等区分別に整理した資料

ウ 取引対象大豆の前年産大豆に関する収穫後入札取引に係る上場産地品種銘柄等区分別の上場見込み数量並びに当年3月までの平均落札率及び平均落札価格を整理した資料

エ 過去の農産物検査受検結果に基づく上場産地品種銘柄等区分ごとの粒区分別、品位区分別構成割合の実績を整理した資料

オ その他必要な資料

(買受け申込み関係書類の提出)

第13条 買い手が問屋等に該当する場合にあつては、協会による上場情報提示後、入札実施期日の7日前までに、理事長が別に定めるところにより当該問屋等の落札大豆販売予定先である各加工業者から受領した買受け申込み関係書類を取りまとめるうえ、協会に提出しなければならない。

2 前項の加工業者は、第5条第2項の規定により当該買い手が登録申請時に協会に提出した落札大豆販売予定先リストに掲載されている者でなければならない。

(入札申込み)

第14条 入札申込みは、上場情報書に記載された上場内容に基づいて行うものとする。

2 買い手(入札者)は、入札票に購入を希望する上場産地品種銘柄等区分ごとに、入札申込み数量及びこれに対応する入札価格を算用数字で明瞭に記入するものとする。

3 入札申込み数量は、次により設定するものとする。

(1) 加工業者にあつては上場産地品種銘柄等区分ごとに、問屋等にあつては落札大豆販売予定先別上場産地品種銘柄等区分ごとに、一口を9.9トンとする任意の口数(整数)をもって一の数量を設定する。

(2) 入札申込みの下限数量は、一口とする。

(3) 入札申込みの上限数量は、買い手(入札者)が加工業者の場合にあつては上場産地品種銘柄等区分ごとに、問屋等の場合にあつては落札大豆販売予定先別の上場産地品種銘柄等区分ごとに、上場数量までとする。なお、第5条第5項において準用する基本規程第8条第2項の規定により登録された同一加工業者(法人)の複数事業所から同一上場産地品種銘柄等区分に対する入札申込みがあつた場合は、当該複数事業所による入札申込み数量の合計をもって入札申込み数量とみなす。

4 入札価格は、次により設定するものとする。

- (1) 前項第1号の入札申込み数量ごとに一の価格を設定する。
- (2) 60キログラム当たり価格で、包装代を含み、消費税及び地方消費税相当額を含まない産地倉庫戸前渡し価格とする。
- (3) 10円単位の金額とする。

(入札申込みの方法)

- 第15条 入札に参加する買い手は、必要事項を記入した入札票を、入札実施期日当日、原則として午前10時から12時までの間に協会に到達するよう送信することにより、入札申込みを行うものとする。
- 2 前項の入札票の送信は、ファクシミリ又はインターネットに接続したコンピュータを用いて行うこととし、その具体的な方法及び手順については、理事長が別に定めるところによる。
 - 3 入札票には、登録申請時に届け出た入札者の名称及び協会が提示した登録番号を記載するとともに、届け出た印を押印しなければならない。ただし、インターネットに接続したコンピュータを用いて送信する場合は、理事長が別に定める代替方法による。
 - 4 入札に参加する買い手が問屋等である場合にあつては、入札票に買受け申込み関係書類を提出した加工業者の名称を明記しなければならない。なお、問屋等が複数の加工業者に係る入札申込みを行う場合にあつては、加工業者ごとに別葉の入札票をもって入札申込みを行うものとする。
 - 5 上場情報書に記載された粒区分及び品位区分については、作柄変動により収穫時に当該区分構成割合が大きく変動する可能性があることから、買い手は、必ずしも上場時の区分どおりの受渡しが保証されているわけではないことを十分了解したうえ、入札申込みを行うものとする。

(買い手に係る禁止事項)

- 第16条 播種前入札取引の買い手に係る禁止事項については、基本規程第22条の規定を準用する。この場合において、同条中「収穫後入札取引」とあるのは「播種前入札取引」と、「第18条」とあるのは「第11条において準用する基本規程第18条」と読み替える。

(入札金額の限度)

- 第17条 播種前入札取引に係る入札金額（一の買い手に関し、上場産地品種銘柄等区分ごとの入札価格に入札申込み数量を乗じて求めた金額の総計をいう。）の限度に係る事項については、基本規程第23条の規定を準用する。この場合において、同条中「収穫後入札取引」とあるのは「播種前入札取引」と、「第31条」とあるのは「第25条」と、「第8条第2項」とあるのは「第5条第5項において準用する基本規程第8条第2項」と読み替える。

(売り手に関連する買い手の入札の制限)

第18条 播種前入札取引に係る売り手に関連する買い手の入札の制限に係る事項については、基本規程第25条の規定を準用する。この場合において、「収穫後入札取引」とあるのは「播種前入札取引」と、「ロット」とあるのは「上場大豆」と読み替える。

(無効となる入札)

第19条 播種前入札取引において、別表に掲げる入札は、これを無効とし、取引終了後に当該買い手（入札者）にその旨通知するものとする。

(落札の決定)

第20条 協会は、次により播種前入札取引の落札者を決定するものとする。

(1) 上場産地品種銘柄等区分別に、上場総口数の範囲内で、高い入札価格による申込みをした買い手から順に落札者を決定する。ただし、売り手から落札下限価格の申し出があった場合は、当該落札下限価格以上の価格で入札申込みをした入札者に限って落札者を決定する。

(2) 前号の落札処理を行うに当たり、最低価格による一の落札者が存在し、その入札申込み口数が、上場総口数と既に決定した落札者に係る落札口数の累計値との差分を上回る場合は、当該落札者には入札申込み口数のいかんにかかわらず、当該差分の口数を配分する。

(3) 第1号の落札処理を行うに当たり、入札総口数が上場総口数を上回り、最低価格による落札候補者として同一入札価格の入札者が複数存在する場合は、全ての落札候補者に係る入札口を対象として、落札総口数が上場総口数に達するまで一口ごとに無作為抽出を繰り返し行うことにより落札口の配分先を決定し、落札候補者ごとの落札口数を決定する。

2 協会は、前項各号の規定による落札処理結果（上場産地品種銘柄等区分別の落札・不落札の状況並びに落札数量、落札価格及び落札金額）を、上場のあった売り手及び入札申込みをした買い手に通知するものとする。

(播種前売買契約の締結)

第21条 協会は、当該年の6月30日までに、前条第2項で通知した落札大豆について、売買価格、売買数量、第22条に規定する確定売買契約の締結時期、受渡し時期、品位指定の有無（指定する場合は、その対価額、指定内容）、その他付帯事項等を内容とする播種前売買契約を、売り手（又は売り手が第23条の規定により自己の代理人として代金決済及び物流指示業務を委託した者）及び買い手（落札者）に締結させるものとする。ただし、落札者が問屋等である場合にあつては、売り手及び買い手（落札者）に落札大豆の買受け先として入札票に記載された加工業者を加えた3者契約とする。

- 2 前項の播種前売買契約の諸条件は、次により設定するものとする。
- (1) 売買価格（60kg当たり単価）は、前条第2項で通知した落札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額とする。
 - (2) 売買数量は、前条第2項で通知した数量とし、作柄変動に伴う受渡し数量の調整幅（いわゆる「アローワンス」）に係る設定はせず、売り手及び買い手は、契約数量どおりの受渡し及び引き取りを行う旨を明記する（ただし、著しい自然災害その他の不可抗力により売買数量の調整が不可避となった場合は、この限りではない。）。
 - (3) 確定売買契約の契約締結時期は、当事者間の協議により決定して明記する。ただし、設定可能な最終期限は、入札実施年の翌年の5月31日とする。
 - (4) 受渡し時期は、当事者間の協議により決定して明記する。ただし、設定可能な最終期限は、入札実施年の翌年の7月31日とする。
 - (5) 品位指定を行う場合、その対価額は、第9条第2項第4号の規定により売り手が上場時に提示した額とし、併せて品位指定に係るその他条件を明記する。
- 3 売り手は、第1項の播種前売買契約の締結期限が経過した後、速やかに契約締結の状況を取りまとめ、協会あてに報告するものとする。

（確定売買契約の締結）

第22条 売り手（又は売り手が第23条の規定により自己の代理人として代金決済及び物流指示業務を委託した者）及び買い手は、取引対象大豆の農産物検査受検後、受渡し可能な大豆の入庫が完了した段階で協議を行い、前条第2項の規定により播種前売買契約で定めた売買条件に加え、粒区分、品位区分、受渡し場所、受渡し期限、荷姿、その他付帯事項等を含む詳細かつ具体的な売買条件を決定し、前条第2項第3号の規定により播種前売買契約で定めた確定売買契約締結時期に、当該決定事項を内容とする確定売買契約を締結するものとする。

- 2 前項の播種前売買契約の諸条件は、次により設定するものとする。
- (1) 粒区分及び品位区分は、原則として上場時に表示された区分とする。ただし、作柄変動により収穫時の区分構成割合が大きく変動した場合は、売り手及び買い手の協議により代替措置を決定するものとする。なお、粒区分の指定について買い手から希望があり、かつ売り手が受入れ可能な場合は、大粒・中粒品種について「中粒」、小粒・極小粒品種について「極小粒」としても差し支えない。
 - (2) 受渡し期限は、確定売買契約の締結日から2か月以内で設定するものとする。
 - (3) その他の売買条件（前条の播種前売買契約で確定したものを除く。）に

については、売り手と買い手が協議して決定するものとする。

(代金決済及び物流指示業務)

第23条 落札大豆の売買代金の決済及び物流指示に係る業務は、売り手がその責任において実施するものとする。なお、売り手は、当該業務の一部又は全部を、代理人に委託して実施させることができるものとする。

(入札取引結果の公表)

第24条 協会は、上場産地品種銘柄等区分別の上場数量、落札数量、平均落札価格その他必要な事項を集計し、入札実施当年の4月30日までに公表するものとする。

2 前項の平均落札価格は、上場産地品種銘柄等区分ごとに、総落札金額（落札者ごとの落札価格（問屋等が複数の買受け先に係る複数の異なる価格で落札した場合は当該複数落札価格）に、これに対応する落札数量を乗じて求めた金額の全落札者総計をいう。）を総落札数量（全落札者の落札数量総計をいう。）で除して求めた価格とする。

3 売り手は、入札取引以外の方式で播種前に価格を決定する国産大豆の取引を行うに当たり、協会が公表した上場産地品種銘柄等区分別平均落札価格を参考となる価格として利用するものとする。

(入札保証金の預託)

第25条 播種前入札に参加しようとする買い手は、基本規程第31条の規定により協会に預託した収穫後入札取引に係る入札保証金とは別に、播種前入札取引における入札予定金額の10分の1以上の入札保証金を協会に預託するものとする。なお、同一法人の複数の事業所ごとに登録した買い手にあつては、個々の事業所別に入札保証金額を区分して預託するものとする。

2 入札保証金の預託は、協会が定めた期日までに、協会が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

3 協会は、次により入札保証金の返還を行うものとする。

(1) 落札があった買い手から預託された入札保証金は、第21条の播種前売買契約が締結されたことを確認した後に返還する。

(2) 前号以外の買い手から預託された入札保証金は、入札取引終了後速やかに返還する。

4 入札保証金の預託において発生した果実は、協会に帰属するものとする。

(入札保証金の帰属)

第26条 落札者が所定の期日までに播種前売買契約を締結しない場合、当該

落札に対応する入札保証金額は、協会及び売り手に帰属するものとする。なお、協会に帰属する金額は、当該落札に係る運営拋出金額に相当する金額（60kg当たり2円）とするものとする。

（運営拋出金）

第27条 播種前入札取引に係る運営拋出金に関する事項については、基本規程第34条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「第8条第4項の登録料」とあるのは「第5条第5項において準用する基本規程第8条第4項の登録料」と、「収穫後入札取引」とあるのは「播種前入札取引」と、「取引指標価格」とあるのは「第24条第3項の上場産地品種銘柄等区分別平均落札価格」と、第2項中「第28条の売買契約」とあるのは「第21条の播種前売買契約」と読み替える。

（入札取引への参加の制限等）

第28条 協会は、売り手又は買い手（問屋等が落札した大豆の買受け先として第21条の播種前売買契約（3者契約）の当事者となった加工業者を含む。以下この条において同じ。）が、播種前入札取引に関し、次に掲げる行為を行い又は行うおそれがあると認められる場合は、当該売り手又は買い手に対し説明又は資料の提出を求めることができるものとする。

- （1）売り手又は買い手の行為が、取引場における公正な価格形成を妨げ又は妨げるおそれがあると認められる場合
- （2）売り手又は買い手が、期限までに播種前売買契約又は確定売買契約を締結しようとししない場合
- （3）売り手又は買い手が、落札大豆の代金決済、受渡し若しくは引取りを確実に行わない又は確実に行わないおそれがあると認められる場合
- （4）買い手である問屋等が、買受け先加工業者以外の者に落札大豆を転売する等の売買行為を行った又は行うおそれがあると認められる場合
- （5）買い手である加工業者又は買受け先加工業者が、落札大豆を自らが行う大豆を原料とした加工品等の製造に使用せず、第三者に転売する等の売買行為を行った又は行うおそれがあると認められる場合

2 協会は、前項の説明又は資料から、前項各号の行為に関し次のいずれかに該当すると判断される場合は、大豆入札取引委員会の議決を経て、当該売り手又は買い手の入札取引（収穫後入札取引を含む。）への参加を制限することができる。

- （1）公正な価格形成を阻害する行為と判断するに足る合理的理由があるとき
- （2）正当な事由なく登録者又は買受け先加工業者が果たすべき責務の履行を怠っていると判断されるとき
- （3）不正な売買行為と判断されるとき

(4) 売り手又は買い手が前項の規定による説明若しくは資料の提出を拒んだとき

(適正な価格形成のための調整)

第29条 協会は、収穫後入札取引における落札状況等も踏まえ、大豆入札取引における落札価格の著しい上昇や低下を回避し、円滑かつ安定的な価格形成を行う上で必要と認める場合は、大豆入札取引委員会の議決を経て、上場数量の調整その他の調整措置を講ずることができるものとする。

附 則

- 1 この業務規程は、平成28年12月7日から施行する。
- 2 平成29年産大豆を対象とした播種前入札取引の試験導入（以下「試行」という。）時の上場対象大豆及び上場数量については、第3条の規定にかかわらず、産地の地域的偏りがないよう配慮しつつ、売り手の判断により任意の産地品種銘柄及び数量で上場できるものとする。
- 3 試行時の入札申込みに係る入札票の送信方法は、第15条第2項の規定にかかわらず、ファクシミリによるものとする。

別 表

入札の態様	無効とする入札の範囲	根拠規定
問屋等の買い手が加工業者から受領し、協会に提出した買受け申込み関係書類に虚偽記載が認められた場合の入札	虚偽記載のあった加工業者に係る全ての入札	第13条第1項
問屋等の買い手による登録時の落札大豆販売予定先リストに掲載されていない加工業者からの買受け申込み関係書類に基づく入札	落札大豆販売予定先リストに掲載されていない加工業者に係る全ての入札	第13条第2項
入札申込み数量若しくは入札価格の記入が算用数字でない又は不明瞭で判別できない入札	当該入札申込数量又は入札価格に係る入札	第14条第2項
入札申込み数量(口数)が整数でない入札	当該入札申込み数量(口数)に係る入札	第14条第3項第1号
加工業者にあつては上場産地品種銘柄等区分、問屋等にあつては落札大豆販売予定先別の上場産地品種銘柄等区分に係る入札申込み数量(口数)が一の数量でない入札	当該上場産地品種銘柄等区分に係る全ての入札	第14条第3項第1号
加工業者にあつては上場産地品種銘柄等区分ごとに、問屋等にあつては落札大豆販売予定先別の上場産地品種銘柄等区分ごとに、入札申込数量が上場数量を超える入札	当該上場産地品種銘柄等区分に係る全ての入札	第14条第3項第3号
加工業者にあつては上場産地品種銘柄等区分、問屋等にあつては落札大豆販売予定先別の上場産地品種銘柄等区分に係る入札価格が一の価格でない入札	当該上場産地品種銘柄等区分に係る全ての入札	第14条第4項第1号
入札票が規定以外の日時に到達した入札	当該入札票に係る全ての入札	第15条第1項
入札票に買い手(入札者)の名称、登録番号の記載がない又は記載が不明瞭で入札者を特定できない入札	当該入札票に係る全ての入札	第15条第3項
入札票に登録申請の際に届け出た印の印影が確認できない入札	当該入札票に係る全ての入札	第15条第3項
問屋等の買い手による入札申込みにおいて、入札票に落札大豆販売予定先の名称の記載がない又は記載が不明瞭で特定できない入札	当該入札票に係る全ての入札	第15条第4項
入札金額が当該買い手(入札者)の入札保証金の額の10倍を超える入札	当該入札者の全ての入札	第17条(基本規程第23条準用)

入札の態様	無効とする入札の範囲	根拠規定
基本規程第40条第2項の規定により取引監視委員会が不正な行為に係る入札であると認めた入札	不正な行為に係る入札と認めた全ての入札	基本規程第40条第2項
第28条の規定により入札取引への参加の制限を課した買い手又は買受け先加工業者による当該制限に反する入札	当該入札者又は買受け先加工業者に係る全ての入札	第28条第2項